

## 八尾市マタニティマーク付ストラップ、手提げ袋寄付提供事業者募集要項

八尾市では、妊婦やその家族だけでなく、すべての市民が子育てに関心を示し、地域全体で子どもを見守り育てていくという意識づけを行い、妊婦にやさしい環境づくりを推進することを目的に、母子健康手帳交付時にマタニティマーク啓発事業を行っています。

この度、マタニティマーク付ストラップと手提げ袋を寄付提供していただける事業者を募集します。

### 1 寄付していただく物品の仕様

別紙「八尾市マタニティマーク付ストラップ、手提げ袋、広告付印刷物仕様書」のとおり

### 2 募集対象

事業者（広告代理店等の応募も可能です。）

### 3 応募資格要件

寄付提供事業者になろうとする者（法人に限る）は、次の各号に該当することが要件となります。申請及び寄付提供者の決定後であっても、各号の規定に該当しなくなったと認められる場合は、申請の受付及び決定を取り消します。なお、この取消しによる製作費用その他一切の費用について、本市は補償しません。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (2) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

### 4 欠格要件

寄付提供事業者が下記各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除します。また、広告主が下記各号のいずれかに該当したことが判明した場合は、事業者は広告主の変更を行うものとします。なお、この契約解除及び広告主の変更による製作費用その他一切の費用について、本市は補償しません。

- (1) 当該募集要項に適合しないもの又は虚偽の内容の記載があったとき。
- (2) 著しく社会的信用を損なう等により、相応しくないと本市が判断したとき。
- (3) 銀行取引の停止又は破産の申立てをするか、もしくは受けたとき。
- (4) 八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を受けたとき。
- (5) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けたとき。
- (6) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき
- (7) 本要項のほか、地方自治法、地方自治法施行令、八尾市暴力団排除条例その他関係法令等の規定に違反したとき。

### 5 納入場所

別紙「八尾市マタニティマーク付ストラップ、手提げ袋、広告付印刷物仕様書」のとおり

### 6 広告の掲載について

寄付提供事業者は、手提げ袋に市が承認した内容の広告付印刷物を同封することができます。

7 掲載できない広告

八尾市広告掲載要綱及び八尾市広告掲載基準に定めるとおり

8 参加申込書提出方法

(1) 受付期間

令和7年8月8日（金）～令和7年8月25日（月）正午

(2) 提出方法

寄附申込書（所定様式）により、電子メールにて上記受付期間内に提出してください。

(3) 提出先

八尾市こども若者部こども健康課

E-mail : [kodomokenko@city.yao.osaka.jp](mailto:kodomokenko@city.yao.osaka.jp)

9 申込書の審査

期間内に提出された申込書の内容審査を行い、令和7年8月27日（水）までに審査結果を電子メールにて通知します。

10 企画提案書等提出方法

(1) 受付期間

令和7年8月27日（水）～令和7年9月5日（金）（郵送の場合は必着）

午前9時～午後5時

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 受付場所

〒581-0833 八尾市旭ヶ丘5-85-16 保健センター3階

八尾市こども若者部こども健康課（母子保健係）

(3) 提出物

① 提案書（所定様式） 4部（正本1部、副本3部）

② マタニティストラップ、手提げ袋、広告付印刷物のサンプル 3セット

※ 八尾市の競争入札参加資格を有しない場合、以下の書類もすべて提出してください。

- ・ 登記事項証明書（写し可）（申込日前3か月以内に取得したもの）
- ・ 市税納税証明書（法人市民税又は住民税及び固定資産税）（写し可）

(4) 申込みの手続き

募集期間内に提出物を提出場所に直接持参若しくは郵送（必着）してください。

（ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

11 質疑書の提出及び回答

応募に際して質問等がある場合は、質疑書による確認をすることができます。

(1) 受付期間

令和7年8月8日（金）～令和7年8月20日（水）正午

(2) 提出方法

質疑書（所定様式）により、電子メールにて上記受付期間内に提出してください。

(3) 提出先

八尾市子ども若者部こども健康課

E-mail : [kodomokenko@city.yao.osaka.jp](mailto:kodomokenko@city.yao.osaka.jp)

(4) 質疑書への回答日

令和7年8月22日(金)

(5) 回答方法

回答日に、本市ホームページに回答を掲載します。

12 寄付提供事業者の決定

寄付提供事業者の決定は、提出された書類等に基づき、ストラップや手提げ袋の品質や広告付印刷物の内容、その他の事項により総合的に審査し決定します。応募者の数が1者の場合であっても審査の対象とします。審査結果については、令和7年9月10日(水)までに各応募者へ電子メールで通知します。

13 決定後の手続き

- (1) 決定後に協定書を交わすこととします。
- (2) 寄付提供事業者は、速やかに本市の担当者と寄付提供物の仕様、広告媒体の内容等について協議を行って下さい。
- (3) 寄付提供物の仕様、広告媒体の内容等について承認を得た後、指定する期日までに寄付提供物を作成し、納入してください。

14 その他注意事項

- (1) 寄付提供事業者は、寄付提供物及び広告掲載内容について第三者からの苦情等、何らかの問題が生じた場合は、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応していただくことになります。
- (2) 八尾市は、寄付提供物及び広告掲載内容について、使用途上に広告主等の責に帰する理由に基づき、その使用に不適當な理由が生じた場合は、使用を中止することができるものとします。その場合、寄付提供事業者は、当該寄付提供物を回収するとともに、代替物を提供していただきます。
- (3) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しません。本市で定めた保存年限満了後、本市の責任において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しません。ただし、提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、八尾市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があります。
- (4) 本要項に定めのない事項については、八尾市と寄付提供事業者で協議して定めることとします。ただし、協議が整わない場合は、八尾市の指示に従うものとします。

《申込・お問い合わせ先》

〒581-0833 八尾市旭ヶ丘5-85-16 保健センター3階

八尾市子ども若者部こども健康課(母子保健係)

電話 : 072-993-7500

FAX : 072-924-6005

e-mail : [kodomokenko@city.yao.osaka.jp](mailto:kodomokenko@city.yao.osaka.jp)